

求職者等に対するハラスメント防止策運用規程

(目的)

第1条 本規程は、医療法人社団栄宏会、医療法人双葉会、社会福祉法人栄宏福祉会、NPO 法人あい・きゅーびっく（以下「当法人」という）における採用選考活動等において、求職者、インターンシップ参加者、および実習生（以下「求職者等」という）に対するセクシュアルハラスメント等の人権侵害を防止し、公正な選考環境および安心・安全な実習環境を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当法人のすべての役員、職員（正職員、パート・アルバイト、契約職員、派遣社員等含む）に適用する。

(禁止行為)

第3条 当法人の職員は、面接・各種選考・インターンシップ・実習指導等のあらゆる場面において、求職者等に対して以下の行為を行ってはならない。

- ① 性的な事柄に関する不必要な質問（交際相手の有無、結婚・妊娠の予定等）
- ② 選考・評価と無関係な個人的な食事、連絡先の交換、SNS での個人開示の要求
- ③ 身体への不要な接触、過度な容姿や服装に関する言及
- ④ 立場上の優位性を利用した求職者等への性的な言動や要求（就職優遇を口実とした接近等）

(採用選考・実習における遵守事項)

第4条 面接および実習等の運用にあたっては、以下の基本運用を推進・徹底する。

区分	遵守事項・防止策
面接の実施体制	原則として複数名の面接官で対応する。個室で1対1となる状況を極力回避する。
面接室の環境	外部から見えない完全密室を避け、透明ガラス張り等、透明性の高い空間を確保する。
連絡手段の限定	個人用の電話・SNS・メールの使用を禁止し、法人の公式連絡ルート（公式メール・システム等）のみを使用する。
評価基準の明確化	面接での質問事項および評価基準をあらかじめ標準化し、不必要な個人的質疑を排除する。

(相談窓口の設置と周知)

第5条 法人は、求職者等からのセクハラ被害に関する相談を受け付ける専用窓口を下記の通り設置する。

2. 相談窓口の連絡先（担当部署・メールアドレス・電話番号等）は、求人票、採用ホームページ、インターン・実習の手引き等に明記し、求職者等へ周知する。

相談窓口（電話相談受付時間 平日 8：30～17：15）

- ・医療法人社団栄宏会、社会福祉法人栄宏福祉会（ステップあっぷ以外）、NPO 法人あいきゅーびつく 窓口
総務部 電話番号：0794-64-2280
- ・医療法人双葉会、社会福祉法人栄宏福祉会（ステップあっぷ西江井島、二見）
総務部 電話番号：078-963-6060

（相談対応・事実関係の調査）

第 6 条 相談を受けた窓口担当者は、被害申告者のプライバシーを厳重に保護し、迅速かつ誠実に対応する。

2. 法人は、相談内容に基づき、関係者へのヒアリング等を含めた事実関係の調査を遅滞なく実施する。

（不利益取扱いの禁止）

第 7 条 求職者等がセクハラに関する相談を行ったこと、または調査に協力したことを理由として、採否の決定や実習評価において不利益な扱いをしてはならない。

（加害者に対する措置および再発防止）

第 8 条 調査の結果、ハラスメントの事実が確認された場合、行為者に対して就業規則に基づき厳格な処分を行う。

2. 被害者となった求職者等に対しては、必要なフォロー（選考機会の適正な再確保等）を行うとともに、再発防止策を速やかに講じる。

附則

本規程は、令和 8 年 10 月 1 日より施行する。